

中期目標(案)



中期計画構成(案) 検討内容

大項目(法定項目)	
中項目	
小項目(内容)	
内容	
第1 中期目標の期間	
平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間とする。	
第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	
1 市民病院が担うべき医療	
(1) 救急医療	
急性期医療を担う地域の中核病院としての機能を維持しつつ、地域医療に貢献するため、365日24時間救急医療体制の維持・強化を図ること。 また、救急搬送の受け入れを円滑に行えるよう消防や医師会等の関係機関と連携を図るとともに、引き続き長野市民病院・医師会急病センターの運営に努めること。	
(2) がん診療	
地域がん診療連携拠点病院として、がん診療の水準維持・向上に努めるとともに、先進技術を活用した診療体制の強化や相談支援体制の充実を図ること。	
(3) 高度で専門的な医療	
地域の医療機関と連携、役割分担の上、手術部門の機能強化等により、急性期で、かつ、高度で専門的な医療を必要とする疾患に対応できる体制の整備に努めること。	
(4) 高齢者等に配慮した医療	
高齢者の加齢に伴う身体的・精神的症状への対応や、回復期・慢性期の患者への対応については、その状態・立場・生活環境などに配慮しながら、地域の医療・介護機関と連携、役割分担の上、必要とされる医療機能の充実に努めること。	
(5) その他の政策的医療	
人口減少、少子・高齢化対策や中山間地域対策など、これからの時代を見据えた市の政策的な医療提供体制の整備に協働して取り組むこと。	

大項目(法定項目)	
中項目	
小項目(内容)	
取り組み項目(案)	具体的な取り組み内容(案)
○ 中期計画の期間	
中期目標と同期間(平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間)	
第1 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1 市民病院が担うべき医療	
(1) 救急医療	
①長野医療圏北部の救急医療の拠点としての機能維持・強化	365日24時間救急医療の提供 緊急治療・検査、緊急入院への迅速な対応 救急に関わる専門性を持ったスタッフの確保・育成
②救急搬送患者の円滑な受入	救急車を原則として断らない体制の維持 ドクターヘリによる搬送患者の受入
③長野市医師会との協働による夜間初期救急医療の提供	長野市民病院・医師会急病センターの運営
④地域の救急医療の質向上	救急隊との症例検討会等の開催 救急救命士の実習への協力
(2) がん診療	
①地域がん診療連携拠点病院としての、長野医療圏を中心とした高度専門的ながん診療の提供	がん集学的治療の推進 チーム医療による質の高い治療の提供 がんに関わる有資格者の確保・育成
②先進技術を活用した診療体制の強化	ダ・ヴィンチをはじめとする内視鏡手術の推進 放射線治療の体制強化 外来化学療法の実施 緩和ケア提供体制の強化
③相談支援体制の充実	院内外がん患者・家族、医療機関等からの相談等に対応する体制整備 就労に関する相談支援の推進
(3) 高度で専門的な医療	
①急性期かつ高度で専門的な医療を必要とする疾患に対応できる体制整備	脳卒中治療の体制強化 四肢外傷治療の充実 虚血性心疾患治療の充実 糖尿病治療の充実、並びに透析治療の拡充 救急・重症病棟(ICU・SCU・HCU)の機能強化 放射線診断装置の充実
②手術部門の機能強化	手術部門のスタッフ確保等による機能強化
③地域医療機関との連携、役割分担	地域医療機関との機能分担と連携の推進
(4) 高齢者等に配慮した医療	
①地域の医療・介護機関との連携・役割分担と必要とされる医療機能の充実(身体的・精神的症状への対応、回復期・慢性期の患者への対応)	認知症を持つ急性期患者への適切な対応 自院の病床機能及び地域との連携等を踏まえた急性期後の患者への対応 リハビリテーション機能の強化
(5) その他の政策的医療	
①これからの時代を見据えた市の政策的な医療提供体制整備への協働での取り組み(人口減少、少子・高齢化対策、中山間地域対策など)	小児心身症・発達障害等の診療 不妊治療の提供

中期目標(案)

指示

大項目(法定項目)	
中項目	
小項目(内容)	
内容	
(6) 予防医療	疾病の予防や生活習慣病に対する早期発見・早期治療を推進するため、市の健康福祉部門と連携しながら、人間ドックをはじめとした健診事業を通じ、予防医療の充実を図ること。
(7) 災害時対応	市との連携のもと、災害発生時における備えとして、医療・救護体制を整備し、災害対策等に一定の役割を果たせるよう努めること。
2 患者サービスの向上	
(1) 患者中心の医療	
<p>常に患者の視点に立ち、患者の権利を尊重して、インフォームド・コンセント(患者やその家族が医療内容に納得し、自分に合った治療法を選択できるよう、分かりやすい説明を行った上で同意を得ること。)を徹底すること。</p> <p>また、患者が他の医療機関でのセカンド・オピニオン(患者やその家族が治療法等の判断に当たり、主治医とは別の医師の意見を聴くこと。また、その意見のこと。)を希望した場合、円滑に受診ができるよう努めること。</p>	
(2) 快適性及び利便性の向上	
<p>患者や来院者に、より快適な環境を提供するため、プライバシー確保や利便性に配慮した院内環境の整備に取り組むこと。</p> <p>また、外来診療の待ち時間、検査・手術待ちの改善等に取り組み、患者の利便性向上に努めること。</p>	
(3) 接遇の向上	
患者や来院者に対する接遇の向上に取り組むこと。	
(4) ボランティアの受入れ	
地域のボランティアを受け入れ、地域と交流を深めるとともに、患者サービスの向上に努めること。	
(5) 情報提供の推進	
疾病の予防や健康づくりを推進するため、市の健康福祉部門と連携しながら、医療や健康に関する情報の発信及び普及啓発に努めること。	
3 医療に関する調査及び研究	
医療の発展に寄与するとともに、市民病院が担うべき医療の質の向上を図るため、医療に関する調査及び研究を推進すること。	

中期計画構成(案) 検討内容

大項目(法定項目)		
中項目		
小項目(内容)		
取り組み項目(案)	具体的な取り組み内容(案)	
(6) 予防医療	①人間ドックをはじめとした健診事業を通じた予防医療の充実	人間ドックの体制見直しによる受診枠の拡大 オプション検査の充実によるがんをはじめとする生活習慣病の早期発見
(7) 災害時対応	①災害発生時の備えとしての医療・救護体制の整備	大規模災害時を想定した医療・救護体制の整備
	②市との連携のもと、災害対策等で果たすべき一定の役割	県庁所在地の自治体病院として、市と連携した地域の防災体制への積極的な協力
2 患者サービスの向上		
(1) 患者中心の医療		
①患者の視点に立ち、患者の権利を尊重することによるインフォームド・コンセントの徹底	患者の立場に立ったインフォームド・コンセントの徹底	
②他の医療機関でのセカンド・オピニオンに対する円滑な受診支援	患者に対するセカンド・オピニオンに関する周知と円滑な受診支援	
(2) 快適性及び利便性の向上		
①プライバシー確保や利便性に配慮した院内環境の整備	外来待合や会計窓口等における患者のプライバシー確保 医療費支払方法の多様化をはじめとする利便性への配慮	
②外来診療の待ち時間、検査・手術待ちの改善等	待ち時間調査結果を踏まえた待ち時間対策の実施	
(3) 接遇の向上		
①患者や来院者に対する接遇の向上	患者サポートセンターによる丁寧な窓口対応 接遇に関する研修等の実施	
(4) ボランティアの受入れ		
①地域ボランティア受入れによる地域交流推進並びに患者サービス向上	病院ボランティア「はづきの会」の活動への積極的な支援	
(5) 情報提供の推進		
①医療や健康に関する情報の発信及び普及啓発	広報誌、ホームページ等の広報媒体を有効活用した情報発信 市民健康講座、出前講座等の実施	
3 医療に関する調査及び研究		
(1) 医療に関する調査及び研究の推進	治験、臨床研究等の推進	

中期目標(案)

指示

大項目(法定項目)	
中項目	
小項目(内容)	
内容	
4 医療提供体制整備	
(1) 地域医療機関等との機能分担と連携強化	
<p>地域の中核病院として、かかりつけ医や地域医療機関との機能分担と連携を強化し、紹介患者の受け入れや患者に適した医療機関への逆紹介を進めることにより、地域医療支援病院としての役割を果たすこと。</p> <p>また、地域医療機関や介護サービス事業所等と連携を図りながら、訪問看護を充実するとともに、地域包括ケアシステムの構築に協力し、在宅医療を推進していくこと。</p>	
(2) 医療職の人材確保及び育成	
<p>提供する医療水準の維持・向上のため、医師、看護師、その他必要な人材の確保に努めること。</p> <p>また、医療に関する知識や技術の向上を図り、専門性を持った人材の育成に努めること。</p>	
(3) 教育研修	
<p>初期・後期臨床研修機能をはじめ、地域医療を担う医療従事者に対する高度専門臨床や研究のできる教育研修体制を整備すること。</p>	
(4) 職員研修	
<p>全職員への教育及びキャリアアップを支援するとともに、その効果が各職員や組織内に定着し、活かされる仕組みを整備すること。</p>	
5 信頼性の確保	
(1) 医療安全対策	
<p>インシデント(医療の全過程において患者に被害を及ぼすことはなかったが注意を喚起すべき事例)やアクシデント(医療の全過程において患者に傷害を及ぼした事例)などの医療安全について管理を行う部門の機能を強化するとともに、医療事故や院内感染の発生・再発防止の取組を行い、安全安心な医療の提供に努めること。</p>	
(2) コンプライアンス(法令・行動規範の遵守)の徹底	
<p>医療法をはじめとする関係法令を遵守するとともに、行動規範を確立し、実践することにより、適正な業務運営を行うこと。</p> <p>また、個人情報保護や情報公開等に関して、適切に対応すること。</p>	

中期計画構成(案) 検討内容

大項目(法定項目)		
中項目		
小項目(内容)		
取り組み項目(案)	具体的な取り組み内容(案)	
4 医療提供体制整備		
(1) 地域医療機関等との機能分担と連携強化		
①高度急性期・急性期機能を有する地域医療支援病院としての、かかりつけ医や地域医療機関との機能分担と連携強化	地域医療支援病院として、紹介・逆紹介の更なる推進	
②訪問看護の充実	看護師の増員等による訪問看護ステーションの体制強化	
③地域包括ケアシステム構築への協力と在宅医療の推進	後方連携の強化、地域連携クリニカルパスの推進	
(2) 医療職の人材確保及び育成		
①医師、看護師、その他必要な人材の確保	診療機能の維持・強化のための医師の確保 看護師、薬剤師、その他医療職の適切な確保	
②専門性を持った人材の育成	専門医、認定看護師、認定薬剤師等、資格取得の支援	
(3) 教育研修		
①総合的な教育研修体制の整備	教育研修部門の設置	
②初期・後期臨床研修機能体制の整備	臨床研修プログラムの充実	
③地域医療を担う医療従事者に対する高度専門臨床や研究のできる教育体制の整備	地域医療従事者向け研修会等の開催 医学生や看護学生等の研修・実習の積極的な受入	
(4) 職員研修		
①全職員への教育及びキャリアアップを支援する体制の整備	計画的な研修体系を整備し、職員のモチベーション向上を図る。 医療安全、感染対策など職員全員を対象とした義務研修の実施 学会・研修会等への参加の積極的支援	
5 信頼性の確保		
(1) 医療安全対策		
①医療安全管理部門の機能強化	インシデント情報収集及び迅速なフィードバックの強化	
②医療事故や院内感染の発生・再発防止の取組	医療安全チーム及びICTを中心としたチーム医療の推進	
(2) コンプライアンス(法令・行動規範の遵守)の徹底		
①関係法令の遵守、行動規範の確立・実践による適正な業務運営	医療法をはじめとする関係法令、並びに職業倫理の遵守	
②個人情報保護、情報公開等への適切な対応	個人情報保護、情報公開等への適切な対応	

中期目標(案)

指示

大項目(法定項目)	
中項目	
小項目(内容)	
内容	
第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項	
1 業務運営体制の確立	
(1) PDCAサイクル(目標による管理と評価の仕組み)の確実な実践	
<p>地方独立行政法人として自律性、機動性、柔軟性及び効率性の高い病院運営を行えるような業務運営体制を構築すること。</p> <p>また、職員の意識改革を促進し、継続的に業務改善へ取り組むことができる仕組みを整備するほか、医療機関としての機能を、専門的かつ学術的に第三者の観点から評価する病院機能評価等の外部評価を活用することにより、常に業務改善に取り組み、医療機能の充実・向上を図ること。</p>	
(2) 企画力・実行力の強化	
<p>事務部門の拡充などにより、目標達成のための企画力・実行力を強化するとともに、経営効率の高い業務執行体制を構築すること。</p> <p>また、病院経営を行う上で必要となる医療経営、医療事務に係る専門知識を有する人材の確保や育成に努めること。</p>	
2 働きやすい職場環境づくり	
(1) 働きやすい職場環境の整備	
<p>職員のワークライフバランスや職場の安全確保、コミュニケーションの円滑化などを通じて職場環境の改善を図り、働きやすい環境づくりに努めること。</p>	
(2) 職員満足度の向上	
<p>職員の意見が反映される仕組みを構築するなど、病院で働く職員のやりがいと満足度の向上に努めること。</p>	
第4 財務内容の改善に関する事項	
1 経営基盤の確立	
<p>地方独立行政法人化により、今まで以上に経済性を発揮した経営が可能となることから、自立した経営基盤の確立に努めること。</p> <p>また、市が地方独立行政法人に負担する運営費負担金は、地方独立行政法人法が規定する財源措置の特例であることを踏まえ、更なる経営の健全化を図ること。</p>	
2 収益の確保と費用の節減	
<p>診療報酬改定等の制度改正への迅速な対応などにより、確実に収益を確保するとともに、診療報酬請求漏れや査定減の防止、未収金の管理と回収に努めること。</p> <p>また、後発医薬品の採用促進のほか、事業運営に係るあらゆる支出を点検し、費用の節減に努めること。</p>	

中期計画構成(案) 検討内容

大項目(法定項目)		
中項目		
小項目(内容)		
取り組み項目(案)		具体的な取り組み内容(案)
第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置		
1 業務運営体制の確立		
(1) PDCAサイクル(目標による管理と評価の仕組み)の確実な実践		
①自律性、機動性、柔軟性及び効率性の高い業務運営体制の構築	法人組織としてのガバナンス体制の確立 中期目標・中期計画の達成に向けた経営状況の管理 弾力的な予算執行等による効率的かつ効果的な業務運営	
②継続的に業務改善に取り組む仕組みの整備	バランス・スコアカードの活用によるPDCAサイクルの実践 医療情報システム等によるデータの有効利用	
③病院機能評価等の外部評価の活用	病院機能評価の更新等、各種外部評価の受審 QI推進事業への継続参加	
(2) 企画力・実行力の強化		
①事務部門の拡充等による企画力・実行力の強化及び経営効率の向上	経営企画、法人運営等にかかる事務部門の機能強化と効率的業務運営	
②医療経営、医療事務に係る専門知識を有する人材の確保・育成	医療経営、医療事務に係る専門知識を有する人材の確保・育成	
2 働きやすい職場環境づくり		
(1) 働きやすい職場環境の整備		
①ワークライフバランスや職場の安全確保、コミュニケーションの円滑化などを通じた職場環境の改善	院内託児所の充実並びに子育て支援制度の適切な運用 更衣室、休憩室のスペース確保等、アメニティの改善	
(2) 職員満足度の向上		
①職員の意見が反映される仕組みの構築	グループウェアを活用した院内コミュニケーションの活性化 職員満足度調査の実施	
第3 財務内容の改善に関する事項		
1 経営基盤の確立		
(1) 自立した経営基盤の確立	経常収支比率100%以上の達成	
(2) 更なる経営健全化	将来的な運営費負担金の削減	
2 収益の確保と費用の節減		
(1) 診療報酬改定等の制度改正への迅速な対応による収益確保	7対1入院基本料の算定維持等、診療報酬改定への迅速な対応	
(2) 診療報酬請求漏れや査定減の防止	診療報酬請求漏れや査定減の防止対策の徹底	
(3) 未収金の管理と回収	未収金対策の徹底による未収金残高の低減	
(4) 後発医薬品の採用促進をはじめとする費用節減	後発医薬品の採用促進 診療材料の在庫適正化等による費用削減 節電・節水による光熱水費節減をはじめとする経費の抑制	

